

発議第 11 号

「議案第 114 号 伊賀市地下水保全条例の制定について」に対する附帯決議
について

議案第 114 号 伊賀市地下水保全条例の制定についてに対する附帯決議を次のとおり提出しようとする。

令和 4 年 12 月 26 日提出

提出者 伊賀市議会議員
森中 秀哲
北山 太加視
福岡 正康
中谷 一彦
百上 真奈

記

「議案第 114 号 伊賀市地下水保全条例の制定について」に対する附帯決議

1. 地下水採取者から報告された取水量等のデータは、収集の目的とデータの用途を早期に明確化し、地下水採取者への周知の際に明示すること。また、収集したデータを、1年後をめぐりに伊賀市議会に報告すること。
2. 地下水保全について、伊賀市としてどんな姿を目指すのか、そのために何をしなければいけないかなどを有識者や市民を交えて継続的に検討し、課題やスケジュールを共有するための場を早急に設置し、協議を開始すること。

令和4年12月26日

三重県伊賀市議会